

令和 2 年第 1 回定例会（2 月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 議案関係 ——

令和 2 年 3 月 1 8 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 議案関係

- 1 秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案
の概要 (保健・疾病対策課) 1

【議案第 1 2 4 号関係】

秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案の概要

保健・疾病対策課

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

この条例の施行の日から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項の政令で定める日までの間における秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 2 5 年秋田県条例第 1 7 号）第 1 条の規定の適用については、同条中「第 2 6 条」とあるのは「第 2 6 条（同法附則第 1 条の 2 第 1 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」と、「第 2 2 条第 1 項」とあるのは「第 2 2 条第 1 項（同法附則第 1 条の 2 第 1 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」とすることとする。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県新型コロナウイルスエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
1 この条例は、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。 2 秋田県新型コロナウイルスエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例（令和二年秋田県条例第 号）の施行の日から新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「第二十六条（同法附則第一条の二第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（同法附則第一条の二第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」とする。	附 則 この条例は、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15～26条、34～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に**対策本部を設置**
- 国及び都道府県は**新型インフルエンザ等の発生時に設置**【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- **市町村は緊急事態宣言以降に設置**【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
（内閣総理大臣）

政府対策副本部長
（国務大臣）

政府対策本部員
（本部長・副本部長以外の全国務大臣）

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長
（都道府県知事）

都道府県対策副本部長
（本部長から知事が指名）

都道府県対策本部員
（副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、（特別区消防長）、知事に任命された都道府県職員）

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
（市町村長）

市町村対策副本部長
（本部長から市町村長が指名）

市町村対策本部員
（副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員）